

高松市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年8月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

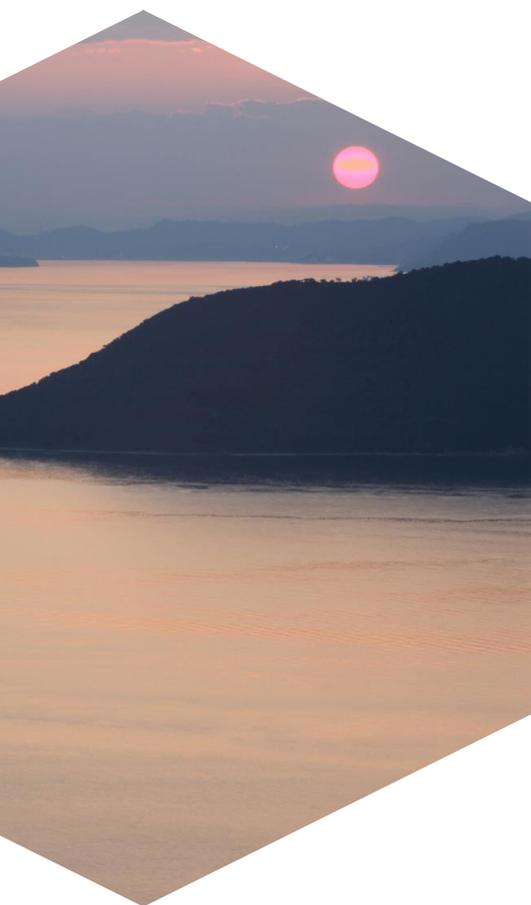
▶ 監査結果報告書

(定期監査)

(平成30年8月31日)

<監査対象局>

病院局



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成30年度定期監査の結果について

1 監査対象局及び所属別監査結果

病 院 局				
	所管課等	指摘	意見	合計
1	病院局	1	2	3
2	市民病院事務局総務課			
3	市民病院事務局経営企画課			
4	市民病院事務局医事課	1		1
5	市民病院塩江分院			
6	市民病院附属香川診療所			
7	新病院整備課			
	合計	2	2	4

【指摘】
法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

2 監査実施期間

平成30年4月10日から平成30年7月18日まで

3 監査対象事務

経営に係る事業の管理

4 監査対象となる事務の執行年度

平成29年度

5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「財産の管理」及び「行財政改革計画の検証」について、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な経営に係る事業の管理に努められたい。

7 事情聴取（平成30年7月18日実施）の状況



監査委員による病院局への事情聴取

平成30年度定期監査結果一覧（病院局）

H30.8.31

結果No.	区分※	項目	公表文 該当ページ	所管課等
1	指摘 【重点】	行政財産の目的外使用許可に係る事務処理について	P6	病院局
2	意見 【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P9	病院局
3	意見	紙決裁文書の適正な取扱いについて	P10	病院局
4	指摘	高松市立病院の使用料等の収納業務について	P11	病院局 市民病院事務局医事課

- ※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。
- ※ **【重点】** …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に登載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に登載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

平成30年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku30.pdf>

財産の管理について

1 テーマ及び監査のポイント

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されていることから、今回の監査対象である病院局において、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権について、その管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

なお、監査対象は、病院局である。

2 監査の方法

- (1) 書類確認
病院局が作成した決裁、行政財産使用許可台帳、固定資産台帳等を確認した。
- (2) 現地調査
財産等を最も多く有する高松市民病院において現地調査を実施した。
- (3) その他
市民病院事務局総務課及び医事課に対し、文書又は口頭で照会した。

3 調査対象項目

- (1) 公有財産の貸付等は適正な手続により行われているか。
 - (2) 固定資産（主に器械備品）の管理は適正に行われているか。
 - (3) 診療材料などのたな卸資産の管理は適正に行われているか。
 - (4) 未収金の管理は適正に行われているか。
- ※(2)～(4)については、対象が最も多い高松市民病院を対象に調査を行った。

4 病院局が管理する財産について

今回の監査において調査の対象とした、病院局が管理している財産については、次のとおりである。

- (1) 固定資産
固定資産については、土地、建物、器械備品などの有形固定資産、電話加入権などの無形固定資産、出資金や長期貸付金などの投資その他の資産がある。
- (2) たな卸資産
薬品、診療材料などがある。（高松市病院事業会計規程より）
- (3) 未収金（債権）
入院や外来患者の未収金がある。

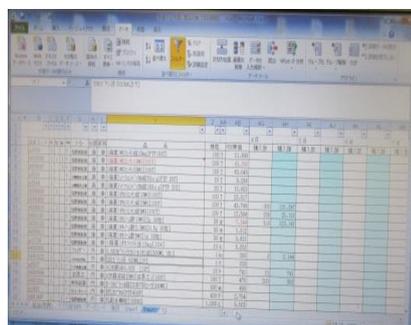
5 監査で認められた事実

- (1) 公有財産の貸付（行政財産の目的外使用許可）事務については、新規申請と更新申請の処理について、事務処理を混同していた。一部の貸付事務について、使用許可台帳の作成にあたり、不備があるものが見受けられた。
- (2) 医療機器などの固定資産（器械備品）の購入手続きや固定資産台帳への登録、管理については適正に行われていた。
- (3) たな卸資産の計上について、薬品は、すべての品目をたな卸して適正な運用ができているが、診療材料は、一部の部署において、年2回たな卸を行い、たな卸資産を計上しているが、その他の部署についてはたな卸資産の計上をしていない。
また、薬品を除くたな卸資産については、高松市病院事業会計規程に基づく受払等の事務処理は行っていないが、PC物品システムというパソコンシステムでほとんどの診療材料や薬品の発注等の管理を適正に行われている。
- (4) 未収金については、当年度分は督促や催告を行っており、また過年度分については、法律事務所に収納業務委託している。不納欠損処分についてはここ数年行われていない。
- (5) 別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

平成29年度に購入した医療機器



物品システム及び薬品台帳



監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成30年度／病院局

告示番号

高松市監査委員告示第22号

告示日

平成30年8月31日

所管課等

病院局

区分

指摘【重点】

指摘の項目

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理について

指摘する理由

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理について、不適正な事務処理が複数見受けられた。

指摘

行政財産の目的外使用許可等に係る事務処理について確認したところ、適切でないものが散見されたので、公有財産を適切に管理するための事務処理のチェック体制の構築について検討されたい。

根拠法令・通知等

高松市公有財産事務取扱規則

内容

（行政財産の目的外使用許可）
 第26条 公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用願人に行政財産使用許可申請書（様式第10号）を提出させ、内容調査の上使用許可を適当とする場合は、その理由及び許可書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。
 2 前項の行政財産使用許可申請書には、次の各号のいずれかに該当する資格を有する連帯保証人を立て、連署させなければならない。ただし、国又は公共団体に使用させるとき、その他公有財産管理者において必要がないと認めるときは、この限りでない。
 (1) 市内に住所を有し、引き続き2年以上固定資産税を納付している者
 (2) 市内に住所を有し、固定した収入をもって独立の生計を営む者で、公有財産管理者が適当と認めるもの
 3 略
 4 公有財産管理者は、行政財産使用許可台帳（様式第12号）を調整しなければならない。
 （普通財産の貸付け）
 第27条 公有財産管理者は、その管理する普通財産を貸付けしようとするときは、借受願人に普通財産借受願（様式第13号）を提出させ、その内容を審査し、貸付けを適当とする場合は、その理由及び契約書案並びに貸付料算定の根拠を添えて、市長の決裁を受けなければならない。
 2 連帯保証人については、前条第2項及び第3項並びに様式第11号の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項の行政財産使用許可申請書」とあるのは「次条第1項の普通財産借受願」と、同条第3項及び様式第11号中「行政財産使用連帯保証人変更承認願」とあるのは「普通財産借受連帯保証人変更承認願」と、様式第11号中「使用者」とあるのは「借受人」と、「使用年月日」とあるのは「借受年月日」と読み替えるものとする。
 3 公有財産管理者は、普通財産貸付台帳（様式第14号又は様式第14号の2）を調製しなければならない。
 （公有財産の使用（貸付）期間の延長及び更新）
 第31条 公有財産管理者は、前条第1項に定める期間内において、使用又は貸付期間の延長をしようとするときは、行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）については行政財産使用期間延長願（様式第15号）を、借受人については普通財産借受期間延長願（様式第16号）を期間満了の日の15日前までに提出させ、その内容を審査し、許可書案又は契約書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。
 2 前条第2項により期間を更新しようとする場合には、前項の規定に準じてその手続きをしなければならない。

行財政改革計画の検証

1 テーマ及び監査のポイント

平成28年度から、第6次高松市総合計画（平成28年度～平成35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～平成31年度）がスタートしているが、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置づけられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された29年度の実施工程（目標値）が、適切に進行管理されていたかについて監査した。

なお、監査対象は、病院局である。

2 監査の方法

監査対象課に対し、平成29年度の進行管理の状況について文書照会するとともに、文書管理システム（文書の起案・決裁等を総合的に管理するシステム）で確認した。また、必要に応じ口頭でも照会した。

3 監査結果

第7次高松市行財政改革計画に登載している実施項目

実施項目	所管課	平成29年度実績
(1) メディカルスタッフのスペシャリストの育成	市民病院、塩江分院	△
(2) 効率的な物品管理体制の構築	市民病院総務課	○
(3) 現年分収納率の向上	市民病院医事課	△
(4) 高松市病院事業経営健全化計画への取組	市民病院、塩江分院、香川診療所	△
(5) 市立病院の統合・再編	新病院整備課	○
(6) 地域住民との相互理解の醸成	塩江分院	○

○：実施工程（目標値）を達成しているもの

△：実施工程の進捗状況が予定よりやや遅れているもの

4 平成29年度の実施工程（目標値）を大幅に上回り、着実に成果を上げている実施項目

病院局における「地域住民との相互理解の醸成」のうち、「メディカルスタッフによる在宅訪問相談等の実施」について、平成29年度実績が実施工程を大幅に上回り、着実に成果を上げていることが認められた。

実施項目	平成29年度 実施工程（目標値）	平成29年度実績
地域住民との相互理解の醸成	メディカルスタッフによる在宅訪問相談等の実施 445回/年	538回/年

監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成30年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	平成30年8月31日
所管課等	病院局	区分	意見【重点】
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について		
意見を付す理由	第7次高松市行財政改革計画に登載している「メディカルスタッフのスペシャリストの育成」、「現年分収納率の向上」及び「高松市病院事業経営健全化計画への取組」の3実施項目について、実施工程（目標値）の遅れが認められた。		

意見	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。
----	---

実績	実施項目	平成29年度 実施工程（目標値）	平成29年度実績
	(1) メディカルスタッフのスペシャリストの育成	認定資格等取得者累計数 65人	認定資格等取得者累計数 59人
	(2) 現年分収納率の向上	98.6%	97.2%
	(3) 高松市病院事業経営健全化計画への取組	87%	84%

このページからは、「経営に係る事業の管理」

定期監査結果（病院局）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成30年度／病院局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第22号	告 示 日	平成30年8月31日
所 管 課 等	病院局	区 分	意 見
意 見 の 項 目	紙決裁文書の適正な取扱いについて		
意見を付す理由	一昨年度の定期監査において、紙決裁文書の取扱いについて指摘をしたが、未だに病院局の決裁の多くに不備が見受けられた。		
意 見	決裁文書の作成について、極力電子化を図るとともに、紙決裁文書で行うものについては、適正な事務処理が行われるよう事務処理体制を構築されたい。		

定期監査結果（病院局）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成30年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	平成30年8月31日
所管課等	市民病院事務局医事課	区分	指摘
指摘の項目	高松市立病院の使用料等の収納業務について		
指摘する理由	<p>高松市立病院使用料等収納業務委託については、平成25年度から県外の同一の法律事務所に未収金の回収を一者随意契約で委託しているが、特定の二者でなければ提供できない役務に係る契約と判断できるような明確な理由がない上、仕様書や契約書からも当該業務委託の具体的な内容及び回収対象債権等が確認できなかった。</p> <p>未収金の回収については、マニュアルの作成等、局内でのルールを明確にした上で、次年度以降の業務委託内容や業者選定方法等、見直す必要がある。</p> <p>また、収納業務の委託実績データを分析することにより、債権管理条例に基づく債権放棄手続等の促進を図れたり、適正な貸倒引当金の算定根拠として活用できたりするなど、未収金の回収率の向上や不納欠損処分に役立てられると考える。</p>		
指摘	<p>高松市立病院使用料等収納業務委託（未収金の回収）の契約事務にあたっては、マニュアルの作成等、局内での未収金回収のルールを明確にした上で、委託する業務内容や回収対象債権を仕様書や上記マニュアル等により詳細に明示するとともに、業者選定方法等についても、複数業者を対象に見積徴取を行う等、適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、収納業務の委託実績の分析を行い、未収金の発生抑制対策や回収率の向上、不納欠損処分の促進等に計画的に取り組まれるよう努められたい。</p>		
根拠法令・通知等	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号		
内容	<p>（随意契約）</p> <p>第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>		